

「全国学生調査に関する有識者会議」運営要領（案）

令和8年 月 日
全国学生調査に関する有識者会議決定

「全国学生調査に関する有識者会議」（以下、「有識者会議」という。）の運営に関しては、以下のとおりとする。

（座長）

1. 有識者会議に座長を置く。座長が不在の場合は、委員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

（有識者会議の公開）

2. 有識者会議は、次に掲げる場合を除き、公開して行う。
 - (1) 座長の選任に関する事項を議決する場合
 - (2) 座長が、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認める場合その他正当な理由があると認める場合

（有識者会議の傍聴）

3. 有識者会議を会場で傍聴しようとする者は、あらかじめ、文部科学省高等教育局大学振興課の登録を受けるものとする。
4. 3. の登録を受けた者（以下、「登録傍聴人」という。）は、座長が許可した場合を除き、有識者会議の開始後に入場し又は有識者会議を撮影し、録画し、若しくは録音をしてはならない。
5. 登録傍聴人は、4. に規定するもののほか、有識者会議の進行を妨げる行為をしてはならない。
6. 座長は、登録傍聴人が会議の進行を妨げていると判断した場合には、退席を求める等の必要な措置をとることができることとする。

（有識者会議資料の公開）

7. 資料は、原則公開とする。ただし、2. に掲げる場合や、座長が認める場合は、有識者会議において配布した資料の全部又は一部を非公開とすることができます。

（議事概要等の公表）

8. 座長は、有識者会議において議論された内容については、議事概要等を作成し、原則として公開するものとする。ただし、2. の定めにより、有識者会議が非公開となつた場合は、要旨を作成することとする。

（雑則）

9. 1. から 8. で定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、別途有識者会議において定める。